

福島県政 150 周年記念・官民ネットワーク登録要綱

(目的)

第1条 本県が、2026年に福島県政150周年の節目を迎えるにあたり、福島県政150周年を広く発信していくため、記念事業の基本理念に共感し、協力いただける市町村、民間企業及び民間団体（以下「団体等」という。）を「福島県政150周年記念・官民ネットワーク」（以下「官民ネットワーク」という。）に登録し、官民一体となって事業展開を図ることを目的とする。

(登録対象)

第2条 県政150周年記念事業に賛同いただける市町村、民間企業、民間団体とする（県内外を問わない）。

(協力内容)

第3条 官民ネットワーク登録団体等は、福島県及び団体等が実施する県政150周年記念事業に関連し、次の各号で協力することが可能な活動を実施するものとする。

- (1) 県政150周年に関する広報の協力
- (2) 県政150周年に関する行事への協力
- (3) 県政150周年に関する事業・キャンペーンの主体的な実施
- (4) その他、県政150周年に資する活動

(費用負担)

第4条 前条の活動にかかる一切の経費については、官民ネットワーク登録団体等の負担とする。また、提供する自らの資機材等の破損等についても同様とする。

(登録手続等)

第5条 本事業に賛同し、官民ネットワークに登録しようとする団体等は、福島県政150周年記念事業特設ウェブサイト（以下「特設サイト」という。）の申込フォームより、知事に対して官民ネットワーク登録申請を行うものとする。

- 2 知事は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、官民ネットワークとして登録、その旨を通知するものとする。
- 3 官民ネットワークに登録しようとする団体等が次の各号に該当するときは、知事は、登録の申請を受理しないものとする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係のあるもの
 - (3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 前号に掲げるもののほか、登録の申請を受理することが適当でないと知事が認める団体等

(登録団体等の公表)

第6条 知事は、官民ネットワークに登録した団体等について、特設サイト等で公表する。

(登録期間)

第7条 官民ネットワークの登録期間は、第5条第2項により登録した日から令和8年12月31日までとする。

(登録の変更)

第8条 官民ネットワーク登録内容の変更をする団体等は、知事に対して官民ネットワーク登録変更申請書（別記「様式第1号」）を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する申請があった場合は、団体等の変更登録を行い、その旨通知するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、官民ネットワーク登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。
- (2) 団体等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき。
- (3) 第5条第3項に規定する要件に該当することが判明したとき。
- (4) 官民ネットワーク登録団体等が知事に対して官民ネットワーク辞退届（別記「様式第2号」）を提出し、登録の取り消しを申し出たとき。
- (5) その他、官民ネットワークに登録しておくことが適当でないと知事が認めたとき。

(秘密の保持)

第10条 官民ネットワーク登録団体等は、協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。官民ネットワーク辞退届（別記「様式第2号」）を提出した後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年10月15日から施行する。